

国民健康保険証を発送します

4月1日から使用する「国民健康保険被保険者証（保険証）」を、3月17日以降に簡易書留郵便で発送します。新しい保険証の色は**朱色**です。

また、70歳以上で医療費の自己負担が1割の方には、4月から使用する「高齢受給者証」も同封します。

現在使用している保険証（薄緑色）は、4月1日以降使用できません。

※「簡易書留郵便」

郵便局の配達員が郵便物を直接手渡しする方法で、受け取りには受領印等が必要となります。ご不在で受け取れなかった場合は不在連絡票をご覧ください。

※後期高齢者医療（75歳以上）の方は、保険証の発送は7月となります。

外来診療でも限度額適用認定証が使えるようになります

平成24年4月1日から

「限度額適用認定証」(認定証)を外来診療でも使えるようになります

これまでは医療機関での支払いを限度額までとする「認定証」は入院の場合にしか使用できませんでしたが、平成24年4月1日から、入院の場合に加えて、外来の場合でも「認定証」を使用できるようになり、個人単位で一医療機関での支払いが限度額までとなります。

高額の外來診療を受けたとき



対象の方	事前の申請など	申請に必要なもの
70歳未満の方	認定証の申請が必要です	保険証、印鑑
70歳以上で住民税 非課税 世帯の方	認定証の申請が必要です	保険証、印鑑
70歳以上で住民税 課税 世帯の方	認定証の申請は必要ありません	

※現在認定証をお持ちの方は、4月以降も引き続きお持ちの認定証を使用することができます。

詳細は、国東市国民健康保険、大分県後期高齢者医療の方は下記まで、
その他の方は、加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。

問い合わせ

◎市民健康課 国保年金班
☎0978-72-1111

◎武蔵総合支所 地域市民健康課
☎0978-68-1112

◎国見総合支所 地域市民健康課
☎0978-82-1112

◎安岐総合支所 地域市民健康課
☎0978-67-1114